

(建設工事統計調査)

## 審 査 メ モ

## 1 建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）の変更

## (1) 抽出方法の見直し

ア 抽出率の設定の際に用いる標準偏差を算出する完成工事高のデータを直近の平成 20 年度施工調査のデータに改める。

(審査結果)

抽出率の設定の際に用いる標準偏差を算出する完成工事高のデータについては、昭和 53 年度施工調査のデータを利用していたが、これを直近の平成 20 年度施工調査のデータに改めるとしている。

これについては、母集団の構成をより正確に反映するための変更であり、適当である。

イ 「しゅんせつ工事業」を行っている業者について、全数調査から無作為抽出に変更する。

(審査結果)

「しゅんせつ工事業」を行っている業者については、昭和 57 年度調査より全数を調査していたが、業者数が平成 21 年 3 月末現在 24,817 業者となり、他の無作為抽出を行っている業種とほぼ同様の業者数となったことから無作為抽出に変更するとしている。

これについては、精度を勘案した上の処置であり、報告者の負担軽減になることから、適当である。

(論 点)

- ① 全数を調査するか否かの基準を完成工事高の標準偏差「5 億円以上」としていることについては妥当か。
- ② 「ほ装工事業」、「板金工事業」、「さく井工事業」を行っている業者について全数を調査することは妥当か。

ウ 最低抽出数を引き上げる。(1 業者→2 業者)

(審査結果)

報告者の抽出に当たっては、約 50 万の建設業者から一定の精度を確保した上で資本金階層別（7 層）・層化業種別（21 層）に抽出率を設定し、これをもとに抽出された各層の標本数を都道府県別の各層（全体で 6,909 層）に均等に割り当てるなどして約 11 万業者を抽出している。抽出層が多いことから調査対象業者数が「0」又は「1」という層が相当数存在している。統計精度を勘案すると、調査対象業者が存在する層のサンプル数が「0」となる層は極力減らした方がよいことから、抽出層ごとの最低抽出数を「1」から「2」に引き上げるとしている。

これについては、より精度の高い推計を行うための必要最低限の措置として、やむを得ないと考える。

(論 点)

- ① 抽出の際に設ける層は、表章時の資本金階級区分や業種区分を踏まえて設定される必要があるのではないか。これについて、資本金階層別（7層）・層化業種別（21層）、都道府県別（47層）と全体で6,909層と膨大な層を設けて抽出作業を行っているが、結果表章される区分との整合性はとれているのか。（参考1～3参照）
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可については、業種ごとに行われているため、許可を受けている業者の業種別許可の総数は約140万となり、各業者が受けている許可業種の組み合わせから約50万業者に名寄せを行っているが、どのような方法で名寄せを行っているのか。また、この方法は妥当か。この名寄せの際に使用する業者の組み合わせについては見直されているのか。（参考4、5参照）
- ③ 建設業法上の許可業種については28業種であり、表章時には日本標準産業分類に配慮し32業種としているところであるが、一部業種をまとめ21業種とした上で抽出作業を行う方法は妥当か。表章時の各業種の精度を勘案した場合、28業種で抽出作業を行う方が、より精度が担保されるのではないか。（参考1参照）
- ④ 資本金階層別（7層）・層化業種別（21層）ごとの抽出率の設定は、標準偏差の大きさに従い、AからFまでの6つのグループに分類し、A～Eの各グループについては、グループ毎の平均標準偏差を指標として抽出率を設定し、Fグループについては、全数を抽出することとしている。この分類区分、Fグループ（標準偏差5億円以上）を全数調査とすること及び各層ごとの標準偏差ではなくグループごとの平均標準偏差を使用することは妥当か。

分類区分

グループ名	標準偏差（百万円）
A	～ 50未満
B	50 ～ 100未満
C	100 ～ 200未満
D	200 ～ 300未満
E	300 ～ 500未満
F	500 以上

- ⑤ 各層ごとに見た場合、1つの層の標本数が少ない時の都道府県別の配分は、どのようにして行っているのか。その方法は妥当なものか。（参考6参照）

## (2) 調査事項の変更

ア 調査事項のうち、「国内建設工事の年間受注高」を廃止する。

(審査結果)

「2 建設工事受注動態統計調査の変更」における推計方法の見直しを前提に、動態調査の月間受注高から年間受注高の推計が可能であることから、年間受注高に係る調査事項を削除するとしている。

これについては、統計精度にも配慮した上の処置であり、報告者の負担軽減になることから適当である。

イ 調査事項として、「経費」の追加等を行う。

(審査結果)

建設業における売上高に占める変動費である「材料費」、「労務外注費」、「外注費」及び固定費である「経費」、「販売費及び一般管理費」の追加を行い、これまで、総額を調査していた「人件費」について、「経費」及び「販売費及び一般管理費」のそれぞれの内訳の人件費として把握するため、調査事項を再編するとしている。

これについては、固定費と変動費との関係から建設業の構造を把握しようとするものであり、適当である。

(論 点)

- ① 今回追加等を行う調査事項は当該項目で十分か。他に必要な調査事項はないか。
- ② 産業連関表の付加価値の概念との相違はあるのか。調査結果の利用価値を高める観点から、工夫する余地はないか。(参考7, 8参照)
- ③ 経済センサスで把握ができる調査事項(「建設事業の収入(完成工事高)」、「有形固定資産(土地を除く)」、「業態別工事種類」)については、整理する必要があるのではないか。(参考9)

## 2 建設工事受注動態統計調査(以下「動態調査」という。)の変更

都道府県別・抽出層別の回収率の逆数を加味して推計する。

(審査結果)

現在、抽出率の逆数を乗じて推計している動態調査の月間受注高等の推計方法について、現状では動態調査の月間受注高の合計が施工調査の年間完成工事高等と比較すると、56.5%と相当程度少ない金額となっている。これについて、より全体に近い推定を行うため、抽出率の逆数に加えて都道府県別・抽出層別の回収率の逆数を加味して推計する方法に見直しを行うとしている。

これについては、統計精度の向上を図るための見直しであり、適当である。

(論 点)

- ① 推計方法の変更に関し、特に留意すべき事項はないか。
- ② 甲調査の対象である約1万2千業者を抽出するに当たり、完成工事高別（3層<sup>注1</sup>）、公共元請工事高別（4層<sup>注2</sup>）に抽出率を設定しているが、この層の区切りは妥当か。業種や資本金の層を加える必要はないか。（参考10）

注1 1億円～10億円未満、10億円～50億円未満、50億円以上

注2 3000万円未満、3000万円～3億円未満、3億円～10億円未満、10億円以上

- ③ 甲調査の対象である約1万2千業者を抽出するに当たり、完成工事高別（3層）、公共元請工事高別（4層）に抽出率を設定し、各層に割り当てられた標本数については、約半数を均等に、約半数を各都道府県の業者数に応じて配分するとしているが、具体的にどのように配分しているのか。結果表章にも関係する業種、資本金は考慮しているのか。

### 3 行政記録情報等の活用

「公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」における行政記録情報等の活用の推進。

(論 点)

基本計画においては、行政記録情報等の活用に関し、「行政記録情報等の活用を推進していくため、統計調査の実施計画の策定に当たっては、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することを原則とする。」とされている。

施工調査における調査事項のうち、「有形固定資産」、「国内建設工事の年間完成工事高」、「兼業売上高」及び「建設業の付加価値額及び原価等」については、建設業法第11条第2項の規定に基づき毎年提出される「直前3年の各営業年度における工事施工金額」、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「完成工事原価報告書」において把握が可能である。したがって、報告者の負担軽減の観点から、中長期的に行政記録を活用していく工程を考える必要があるのではないか。（参考11）